

質問 回答 書

令和元年10月28日午前9時00分更新

入札番号	314105
案件名称	令和元年度個人型携帯警報器の賃貸借（長期継続契約）
質問回答①	質問 仕様書の4について 「賃貸借終了後の物品の取扱いについては両者で協議するものとする」とありますが、終了後は、再賃貸借もしくは返却を協議するもので、無償譲渡はないということによろしいでしょうか。
	回答 再賃貸借と返却が前提ではなく、無償譲渡も含め終了後の物品の取扱い全ての事項を両者で協議するものです。
質問回答②	質問 保守は含まないという事によろしいでしょうか。
	回答 お見込みのとおり、保守は発注者の負担とします。ただし、設計不良、制作上の欠陥等により重大な瑕疵が認められた場合は、保証期間内外問わず両者で協議するものです。